



サロン紹介

上八幡いきいきサロン

上八幡福祉会では12月にこども会と合同でのいきいきサロンを実施されました。民生委員さんの交代の時期ということもあり、新旧民生委員さんの挨拶からスタート。今回は携帯電話や鞆に飾ることが出来るストラップ作りが行われました。ひ孫ほどの年代でもあります地域の低学年の児童が参加していただけたこともあり、サロン開始前から優しい雰囲気

細かい部分は小さなお子様が、作り方の説明はサロン参加者が行うなど役割分担をしっかりとされ、協力し合って世界で一つだけの手作りストラップが完成しました。

その後も一緒にビンゴ大会や昼食の豚汁と五目御飯を頂くなど交流を楽しめました。

児童との交流を通して「若い力をもたらった気がして元気が出た」「一緒に協力して一つのを完成することが出来て嬉しい」などの感想を頂きましたが、言葉よりも表情から楽しそうな気持ちが伝わってきました。



いきいきサロンは上八幡集落センター2階で開催してみえますが、昨年からの悪い方にも来ていただけるようにと、1階で喫茶型サロン「カフェサロン はりんこ」の取り組みも始まっています。

「できるだけたくさんの人に来ていただけると嬉しいよね」とお世話役の福祉委員さん。楽しそうにいろんな工夫をしながら開催していらっしゃる様子が印象的でした。

全国200万人加入

ボランティア活動保険

平成29年度

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

補償内容

	保険金の種類	補償内容	加入プラン・補償金額	
			Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	ボランティア活動中にケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。	1,320万円	1,800万円
	後遺障害保険金	ボランティア活動中の事故によって怪我をされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%~100%をお支払いします。	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	ボランティア活動中の事故によってケガをされ、入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し1日につき入院保険金日額をお支払いします。	6,500円	10,000円
	手術保険金	ボランティア活動中の事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。(対象外の手術もあります)	入院中の手術 65,000円 外来の手術 32,500円	入院中の手術 100,000円 外来の手術 50,000円
	通院保険金日額	ボランティア活動中の事故によってケガをされ通院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。	4,000円	6,000円
賠償責任	賠償責任保険金(対人・対物共通)	偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、人格権を侵害してしまったことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、損害賠償金及び費用をお支払いします。	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)
年間保険料		基本タイプ	A 350円	B 510円
		天災タイプ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	天災A 500円	天災B 710円

平成29年度

ボランティア活動保険

加入手続きのお知らせ

池田町では毎年、多くのボランティア団体・個人の方々に「ボランティア活動保険」に加入していただいています。

これは国内におけるボランティア活動中に起こりうる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する制度です。

この保険は4月から翌年3月までの単位で単年度限りの補償期間となっており、今年も29年度の加入手続きの時期となりました。(途中加入可)

加入ご希望者(団体は代表者)は、池田町福祉センターに「加入申込用紙」がありますので、手続きをお願いいたします。また別に「ボランティア行食用保険」という制度もあります。

【手続きに必要な物】

印鑑、保険料、団体名簿、(行食用保険加入者は行事内容を記載した書類)

(問い合わせ) 池田町ボランティアセンター

(福祉センター内 ☎45・8123 有線6406)